

請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第八十八条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第八十九条 新租税特別措置法第九十一条第二項から第四項までの規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同条第一項に規定する不動産譲渡契約書及び同項に規定する建設工事請負契約書について適用し、同日前に作成される当該不動産譲渡契約書及び当該建設工事請負契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第九十三条から第九十五条までの規定は、租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税等のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

2 平成二十六年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうち同日以後の期間（以下この項において「特例対象期間」という。）がある場合における当該特例対象期間に対応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「開始の日の属する年」とあるのは「旧延納特例基準割合（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する延納特例基準割合をいう。）又は平成二十六年」と、「 $\cup$ をいう」とあるのは「 $\cup$ のうちいずれか低い割合をいう」とする。

3 税務署長は、平成二十六年一月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第五十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額

（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）附則第三十二条第九項の規定の適用を受けているものに限る。）に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、平成十四年改正法附則第三十二条第九項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第九十三条第三項の規定に準じて計算するものとする。

（特別還付金の支給に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第九十七条の二第十項及び第二十二項の規定は、同条第十項に規定する加算金及び同条第二十一項の延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該加算金及び当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条 第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「新震災特例法」という。）第十条の二の三の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に関する経過措置）

第九十三条 新震災特例法第十一条の六第二項の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条 新震災特例法第十二条（第五項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する相続事業用資産の譲渡について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第九十五条 居住者が、新震災特例法第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十六年以後の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「旧震災特例法」という。）第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入

金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十五年以前の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十六条 新震災特例法第十七条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2 施行日前に旧震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第十七条の二の三第一項」とあるのは「第十七

条の二の二第二項」と、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」とする。

2 新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

(被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第九十八条 新震災特例法第二十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合に就いて適用する。

2 施行日前に旧震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた連結法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

(連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経

過措置)

第九十九条 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第二十五条の二の三第一項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第九項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」とする。

2 新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例に関する経過措置）

第百条 新震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相

続税又は贈与税について適用する。

2 平成二十七年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、旧震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、なおその効力を有する。

3 附則第八十六条第四項、第八項又は第十二項の規定により新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者は、それぞれ新震災特例法第三十八条の三第一項に規定する経営承継受贈者、同条第三項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、同条第三項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第五項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに新震災特例法第三十八条の四第一項第一号（同号口に係る部分に限る。）及び同条第三項第一号（同号口に係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係るこれらの

規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定の適用がある場合において、次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第一項の規定 同項第二号イ中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

二 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第三項の規定 同項第二号イ中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

三 平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第五項の規定 同項第二号イ中「第一種贈与基準日に

おけるその」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。イにおいて同じ。）におけるその」と、「をいう」とあるのは「をいい、平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百一条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条中「前日」との下に、「第三十七条の十第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成二十五年新法」という。）第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加え

る。

第百二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の改正規定を削る。

第十八条中租税特別措置法の改正規定に次のように加える。

第九十七条中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

附則第一条第七号の二中「同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項」を「同法第四十二条の三第四項の改正規定及び同法第九十七条」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四十五条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五

年法律第 号) 第八条」に改める。

附則第四十八条中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同条の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改める。

附則第五十五条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第四十二条の十二を「新租税特別措置法第四十二条の十二、新租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二の四」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第七十二条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九

条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の十一第五項」の下に「新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第六十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二を「新租税特別措置法第六十八条の十五の二、新租

税特別措置法第六十八条の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の五」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第五十五条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十五第五項」の下に「新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」を加える。

附則第八十条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改める。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百四条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第

号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)」に改め、同項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)」を加え、「「新震災特例法」」を「この項において「平成二十五年新震災特例法」」に、「第十条の三の二まで」を「第十条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第二項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第七条
-----	------------	--

当該各号に定める金額を	
当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三	の規定によりなおその効力を有するものとされる同法 第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下こ の条において「旧効力措置法」という。）第十条の四 第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例 法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、 震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、 震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、 震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十 条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の 三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）

項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除

限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法

	第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
の額として	の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として

附則第八条第二項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に、「第十条の二第四項各号」を「第十条第

八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

附則第二十二條第一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
第二項	第四十二條の四	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四 前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二 第四十二條の九、第四十二條の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の二第二項、第四十二條の十二の三第二項、第三項及び第五項並

		びに第四十二条の十二の四
第四項	第六十八条の十四第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項
第五項	第六十八条の十四第二項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項
同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）
第四十二条の四第十一項（第四	附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置	法第四十二条の四の二第七項
十二条の四の二第七項		

		前条第四項、次条第五項		第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項	
第九項	第六十八条の十四第二項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項			
	同法第二条第三十二号	法人税法第二条第三十二号			
	第六十八条の十四第三項	旧効力措置法第六十八条の十四第三項			
第十項	又は租税特別措置法第四十二条の十第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項			
並びに租税特別措置法第四十二	並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項				

	条の十第二項	
第十一項	租税特別措置法第四十二条の十第五項（	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第五項（
	旧効力単体措置法第四十二条の十第五項」	租税特別措置法第四十二条の十第五項」

附則第二十二條第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「（新租税特別措置法）を」（平成二十五年新租税特別措置

法」に、「第四十二条の十二、」を「から第四十二条の十二の四まで、」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第四十二条の十二第二項」を「第四十二条の十二第一項」一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項に、「並びに第四十二条の十二」を「法人税法」に、「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」に、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に改め、同項の表第十七条の二第十三項の項中「第十七条の二第十三項」を「第十七条の二第十四項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」を「法人税法」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法

「法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第十七条の二の二第九項の項中「第十七条の二の二第九項」を「第十七条の二の二第十項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」を「〔法人税法〕」に、「〔第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律〕」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

第十七 条の二 の三第 二項	第六十三 条	第六十三 条、旧効 力措置法 第四十二 条の十第 二項、第 三項及び 第五項
第十七 条の二	第四十二 条の十二 の四まで	第四十二 条の十二 の四まで 並びに旧 効力措置 法第四十二 条の十
の三第	同法第四 十二条の 四第一項	租税特別 措置法第 四十二條 の四第一 項

十項とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする
-------	---

附則第二十二條第三項の表第十七條の三第六項の項中「第四十二條の十一」を「第四十二條の十二の三」に、「第四十二條の十二」を「法人税法」に改め、「第四十二條の十二並びに」を削り、「第十七條の三」を「第十七條の三並びに法人税法」に改め、同表第十七條の三の二第五項の項中「第四十二條の十一」を「第四十二條の十二の三」に、「第四十二條の十二」を「法人税法」に改め、「第四十二條の十二並びに」を削り、「第十七條の三の二」を「第十七條の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

第十七條の三	第六十三條	第六十三條、旧効力措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項
の三第		

一 項		
第十七 条の三	及び第四十二条の十二の三	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二 条の十
の三第 五項	同法第四十二条の四第一項 とする	租税特別措置法第四十二条の四第一項 と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」 とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三並びに法人 税法」とする

附則第二十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法
律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措
置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の
三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に
改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に

改め、同条第二項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第

号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、」に、「を含む」を「及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十七条の三第一項」を「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項」に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十七条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十七条の三

並びに第十七条の三の二」を「第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第十七条の二の二第三項」を「第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「若しくは第四十二条の十一第四項」を「又は第四十二条の五第四項」に、「第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項」を「若しくは第四十二条の五第四項」に、「又は第四十二条の四の二第八項各号」を「若しくは第四十二条の十二の三第四項」に、「若しくは第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の十二の三第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の二第四項」を「第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に改め、同表第四項の項中「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める。

附則第三十三条第一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
第二項 第六十八条の九		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法 （第五項において「新租税特別措置法」という。）第六 十八条の九
前条、次条第二項、第三項及び 第五項並びに第六十八条の十五 の二		第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及 び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の 三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第 五項並びに第六十八条の十五の五
第四項 第四十二条の十第二項		租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年 法律第十六号）附則第二十二條第一項の規定によりなお その効力を有するものとされる同法第一条の規定による 改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置